

第1回静岡市・蒲原町合併協議会 議事録

平成16年4月28日
静岡市・蒲原町合併協議会事務局

- 1 開催日時 平成16年4月28日(水)午後1時30分から
- 2 開催場所 ホテルセンチュリー静岡 5階センチュリー
- 3 出席者 <出席委員>
小嶋会長、山崎副会長、
鈴木委員、剣持委員、須藤委員、石川委員、濱崎委員、藤浪委員、
杉山委員、影山委員、志田委員、吉田委員、斉藤委員(全13名出席)
<監査委員>
亀山監査委員
- 4 議題
 - (1) 報告
報告第1号 静岡市・蒲原町合併協議会に関する経緯等について
報告第2号 静岡市・蒲原町合併協議会各種規程の制定について
ア 静岡市・蒲原町合併協議会幹事会規程
イ 静岡市・蒲原町合併協議会事務局規程
ウ 静岡市・蒲原町合併協議会財務規程
エ 静岡市・蒲原町合併協議会費用弁償等に関する規程
 - (2) 議案
議案第1号 静岡市・蒲原町合併協議会会議運営規程及び同規程第7条第2項の規定に
基づく要領の制定について
議案第2号 平成16年度静岡市・蒲原町合併協議会事業計画について
議案第3号 平成16年度静岡市・蒲原町合併協議会予算について
 - (3) 協議
協議項目について
 - (4) その他
- 5 会議内容 以下のとおり

事務局 本日は、第1回静岡市・蒲原町合併協議会にお集まりいただきましてまことにありがとうございます。

会議に先立ちまして、委員の皆様にお諮りしたい件がございますので、会長よろしく願います。

会長（小嶋静岡市長） 皆さんこんにちは。本日は第1回目の協議会ということで、会議の運営方法や傍聴などについては、後ほど議案としてご審議をいただくことになっておりますが、今回、報道関係者及び両市町の議員並びに住民の皆様から、事前に傍聴の申し出があります。そこで協議会の原則公開という基本的な考えに立ちまして、開会当初から傍聴を許可することとしてよろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

会長（小嶋静岡市長） ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

事務局 それでは、ただいまから第1回静岡市・蒲原町合併協議会を始めさせていただきます。

開会に当たりまして、協議会の会長であります小嶋善吉静岡市長よりごあいさつ申し上げます。

会長（小嶋静岡市長） 改めましてごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方には、今回合併協議会の委員を快くお引き受けいただきまして、また本日大変お忙しい中を、この第1回の会議にご出席をいただきましてまことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

さて、いよいよ静岡市と蒲原町との合併につきまして、法定協議会という正式な場での協議が、本日から始まります。ここまでに至る経緯を考えますと、両方の市と町にとって非常に感慨深いものがあると感じる次第であります。そういう意味でも、これからの会議において、静岡市と蒲原町の輝かしい未来に向けて、建設的かつ大局的な議論を大いに期待をいたしたいと思っております。

ご案内のとおり、旧静岡市、そして旧清水市は、平成10年から4年間の合併協議とその準備を経まして、昨年、平成15年4月に、新たな静岡市としてスタートをいたしました。そして人口71万人、国内では最大の市域の面積を有する都市として、平成17年の4月には政令指定都市への移行を目指しているところであります。したがって、協議会におきましては、さまざまな協議項目や建設計画の作成の中で、政令指定都市という行政システムを常に意識

をして協議をする必要があろうかと思えます。なお、合併の協議は、お互い相手の立場に立って話し合うことが基本であるというふうに思えます。委員の皆さんからの積極的なご意見やご要望をいただきながら、協議会の円滑な運営に努めてまいりたいと考えますので、ご理解ご協力のほどをよろしくお願いをいたします。

それでは、これから合併協議会が実りあるものになりますように、皆さんにご協力をお願いして、私のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局 続きまして、副会長の山崎寛治蒲原町長よりごあいさつを申し上げます。

副会長（山崎蒲原町長） 皆様こんにちは。大変お忙しい中を、それぞれの皆様方が、この合併協議会の委員をお引き受けいただいたこと、本当に最初に感謝を申し上げたいと。大変重たいお役目を、こうした形で背負っていただくことに、本当に感謝申し上げたいと思えます。

ようやく、ここまで法定協議会の第1回開催というところまでこぎつけたわけですが、これからは本当の意味の仕事でございまして、私たちの地域の未来をどういうふうにするかということについて、この場で真剣にお話し合いをしたいなというふうに感じております。

先ほど会長さんのほうからもお話がございましたとおり、この席は、どこまでも地域の未来を、いわば小異を捨てて大同につこうではないかというふうな考え方を原則にしながら、要求や要望のぶつけ合いばかりではなくて、本当に地域の人たちがこういうふうにしたら幸せになるのではないかということ、同じ心のベースで話し合うという場にしていればありがたいなと、こんなふうに感じております。

ややもしますと、こういうふうにしたらよくなるのではないかというふうな話し合いが、どんどんどんどん雪だるまのようになってしまっていて、最終的には、できもしないような話を絵に描くようなことにならないような、そこも、とても大事だと思います。私どもが心がけるべき本来の原理原則は、これはやはりこの合併については、はっきりと行財政改革だというスタンスで、地域の負担が軽くなるような方向へ、みんなで真剣な話し合いをしなくてはいけないのではないかと、私自身は思っていますものですから、そうした形での協議に向かってまいりますように、私としては心から期待を申し上げているところでございます。皆様方のご協力も、どうぞよろしくお願いいたします。

本当に、これから静岡市さんには大変なお世話になるわけですが、その中で、ぜひお互いがお互いの立場を尊重し合いながら話し合いを進めてまいりたいと思えます

ので、どうぞよろしくお願ひします。本当に本日はありがとうございました。

事務局 それでは、ここで委員の皆様のご紹介をさせていただきます。名簿の順にお名前をお呼びしますので、恐れ入りますが、その場でご起立ください。

静岡市議会議長の鈴木和彦様です。

同じく静岡市議会議員の剣持邦明様です。

蒲原町議会議長の須藤 謙様です。

同じく蒲原町議会副議長の石川豊治様です。

清水地域自治会連合会会長の濱崎岩雄様です。

清水商工会議所副会頭の藤浪二美雄様です。

しずおか女性の会会長の杉山佳代子様です。

蒲原町区長会長の影山 繁様です。

蒲原町商工会長の志田正彦様です。

蒲原町女性の会会長の吉田朱美様です。

静岡県総務部参事の斉藤民夫様です。

次に、当協議会の監査をお願いする監査委員をご紹介します。

静岡市代表監査委員の亀山博史様です。

なお、委嘱状は、本来、会長から両市町の議長を除く委員の皆様にご直接お渡しし、お願いするところでございますが、時間の都合もございますので、皆様の机の上に置かせていただきました。よろしくご理解のほどお願いいたします。

次に、本日の会議時間は、概ね3時半ころまでを予定しておりますので、あらかじめご承知置きください。

なお、ご発言の際は手を上げていただければ担当がマイクを持って伺います。また、会議の議事録を作成する都合上、最初にお名前をおっしゃってからお話されますようお願いいたします。

それから報道関係者の方をお願いいたします。これより議事に入りますので、傍聴席からの取材をお願いいたします。よろしくご協力のほどお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議長であります会長に進行をお願いいたします。

議長（小嶋静岡市長） それでは、ただいまから静岡市・蒲原町合併協議会を開会させていただきます。

本日の議事日程は、会議次第に従いまして進めてまいります。

それでは、報告第1号 合併協議会に関する経緯等につきまして事務局から説明をいたします。

事務局 ご説明いたします。

当協議会の事務局長を努めさせていただきます、私、静岡市広域行政課長の辻と申します。よろしく願いいたします。

それでは報告第1号 静岡市・蒲原町合併協議会に関する経緯等についてご報告申し上げます。

資料の1 - 2ページをご覧ください。こちらには、本年、当協議会が設置されるまでの経緯をまとめてございます。

皆様ご承知のとおり、昨年においても静岡市と蒲原町との合併協議会設置の動きがございましたが、設置までには至りませんでした。そして、本年2月、蒲原町の請求代表者が静岡市と蒲原町との合併協議会設置を求める請求の受付及び署名活動を行い、3月1日、市町村の合併の特例に関する法律第4条の規定に基づき、有権者の50分の1以上の連署をもって蒲原町長に設置の請求を行いました。

その後、蒲原町長の静岡市長に対する意見照会などを経て、3月23日、両市町の議会において合併協議会設置協議議案が可決され、4月13日に合併協議会を設置し、本日、第1回目の協議会の開催に至ったところでございます。

次のページをお願いいたします。1 - 3ページです。1 - 3ページには、合併協議会の設置に関する協議書の写しをつけてございます。

また、次の1 - 4ページをお願いいたします。合併協議会の規約をつけさせていただきました。この規約は、両市町の議会において議決されたものでありまして、その要点のみご説明をさせていただきます。

1 - 4ページの第3条ですが、協議会が担任する事務として、第1号に、合併に関する協議を行い、第2号で合併特例法第5条の規定による建設計画を策定するとございます。第6条から第8条では、会長は静岡市長、副会長は蒲原町長を充てるとともに、両市町の議長と指名の議員及び学識経験者を委員に委嘱することとしております。

次に1 - 5ページをご覧くださいと思います。第10条ですが、会議は委員の2分の1以上の者が出席しなければ開くことはできないといたしまして、なお本日は全員のご出席をちょうだいしております。また、会長は議長となり、会議の議事などは会議に諮って定める

ほか、第11条以下幹事会や第12条の事務局、第15条の財務に関する事項、第16条の費用弁償等につきましては会長が別に定めると規定されております。

報告第1号の説明は、簡単ですが以上でございます。よろしくお願いたします。

議長(小嶋静岡市長) ただいま説明のありました合併協議に係る経過の説明につきまして、不明の点がありましたらご質問いただきたいと思います。よろしいですか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(小嶋静岡市長) それでは続きまして報告第2号 各種規程の制定について事務局から説明いたします。

事務局 それでは、資料の2 - 1ページをお開きください。報告第2号 静岡市・蒲原町合併協議会各種規程の制定についてご説明をいたします。これは、先ほどお話いたしました合併協議会の規約において、会長が別に定めとなっております4つの事項について、それぞれ規程を定めたものでございます。

2 - 2ページをお願いいたします。最初に、先ほどご説明いたしました合併協議会規約第11条第2項に基づく合併協議会の幹事会に関する規程です。これは、合併協議会に提案する事項について必要な協議や調整を行うために設置する幹事会の組織、職務などについて定めるほか、必要に応じて第5条のワーキンググループや第6条の専門調査検討グループを置くことができる旨を定めたものでございます。なお幹事会の構成員は、第2条の規定により会長が選任することとなっております。次の2 - 3ページのとおり、幹事長に静岡市企画部長、副幹事長に蒲原町総務課長を充てるほか、各幹事は、両市町の部課長等により組織されております。

次に2 - 4ページをお願いいたします。合併協議会規約第12条第2項に基づく合併協議会の事務局に関する規程です。

第2条の所掌事務ですが、協議会の会議に関する事、資料の作成に関する事、広報及び広聴に関する事、庶務に関する事等でございます。

第3条の組織としては、事務局には事務局長、次長及び事務局員を置くものとされ、その名簿及び連絡先は、次の2 - 5ページのほうに記載をさせていただいております。記載の職員が事務局を担当させていただきますので、よろしくお願したいと思っております。

次に2 - 6ページをお願いいたします。合併協議会規約第15条に基づく合併協議会の財務に関する規程です。これは協議会の予算、決算及び現金の出納などについて必要な事項を定めるものでございます。第2条にありますように、協議会の予算は静岡市及び蒲原町からの

負担金を歳入とし、協議会の事業の執行に要する経費を歳出といたします。なお具体的には、後ほど議案第3号のところでご説明をさせていただきます。

次に2 - 7ページをお願いいたします。合併協議会規約第16条第2項に基づく合併協議会の費用弁償等に関する規程です。ここでは、委員さんへの費用弁償等の額及び支給方法等に関し必要な事項を定めるものでございます。

報告第2号の説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（小嶋静岡市長） ただいまの各種規程の制定につきまして事務局から説明ありましたが、不明な点がございましたらご質問いただきたいと思います。よろしいですか。

それでは次の議案に移ります。議案第1号 会議運営規程及び要領の制定につきまして事務局から説明いたします。

事務局 それでは3 - 1ページをお願いいたします。議案第1号 静岡市・蒲原町合併協議会会議運営規程及び同規程第2条第2項の規定に基づく要領の制定についてをご説明いたします。

3 - 2ページをお願いいたします。これは合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき、会議の運営に関し必要な事項を定めようとするものでございます。要点のみご説明をさせていただきます。

第2条の基本方針といたしまして、会議は原則公開とし、会議の運営に際しては住民意見の反映と公平で公正な協議の推進に努めるものいたします。

第6条の会議の進行では、「議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。」としております。

第7条の傍聴ですが、「会議は、傍聴することができる。」第2項で、「会議の傍聴については、議長が会議に諮って別に定める。」ということで、後ほどご説明をさせていただきます。

第8条及び第9条の会議録の調製及び公開については、「会議録及び会議に提出された文書は、原則公開とする。」ということでございます。

次に、3 - 3ページをお願いいたします。ただいま申し上げました会議運営規程第7条第2項に基づく会議の傍聴に関する要領でございます。これも要点のみご説明をさせていただきます。

第2条の傍聴席の区分ですが、表のとおり対象者ごとに大まかに3つに区分をしております。

第3条の傍聴の方法ですが、一般傍聴席において会議を傍聴しようとする者は傍聴券の交付を受けなければならないこと。第2項で、傍聴券の交付を受けようとする者は、会議の開催日の10日前までに協議会事務局に申し出るものとする。第3項では、前項の規程による申し出が一般傍聴席の数を上回るときは、抽選により傍聴券の交付を受けられる者を決定するものとする。この規定につきましては、傍聴の数について、会議の会場の広さにより制約されますので、このような定め方をさせていただきます。

以下、第4条では傍聴席に入ることができない者、第5条では、傍聴人の守るべき事項、第6条では、傍聴人の退場の規定を定めてさせていただきます。

議案第1号の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（小嶋静岡市長） ただいまの議案第1号の説明につきまして、ご質問等ございましたらご発言をお願いいたします。

それではお諮りいたします。議案第1号につきましては、この原案どおりご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（小嶋静岡市長） それでは、議案どおりとさせていただきます。

次に議案第2号 事業計画についてと、議案第3号の予算について、一括して審議をいたします。事務局から説明をいたします。

事務局 それでは関連がありますので、4 - 1ページの議案第2号 平成16年度静岡市・蒲原町合併協議会事業計画についてと、5 - 1ページの議案第3号 平成16年度静岡市・蒲原町合併協議会予算についてを一括してご説明いたします。

まず事業計画ですが、4 - 2ページをご覧くださいと思います。ここに記載のとおり、1の事業目標として、協議会は1市1町の合併に関する協議、建設計画の作成のほか、合併に関し必要な事項について協議し、合併協議会として合併の是非を決定することを目標といたします。

2の事業内容といたしましては、（1）の会議の開催ですが、計画的に会議を開催し、基本項目、法による特例項目及び一般項目の協議を行い、市町村建設計画を作成いたします。

（2）の広報・広聴ですが、合併協議会だよりの発行や、広報紙やホームページ等による広報を通じ、会議内容等を広く住民に周知するほか、住民説明会の開催等により、住民の意向把握に努めるものいたします。（3）のその他といたしまして、幹事会等を適宜開催し、円滑な協議の運営に資するものいたします。

なお、今後の具体的な年間スケジュールは、次回お示しいたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、5 - 1 ページをお願いいたします。議案第 3 号の合併協議会の予算についてご説明をさせていただきます。

協議会の歳入歳出予算は、第 1 条にありますように、1,820万円であります。その内訳といたしましては、5 - 3 ページの事項別明細書でご説明をいたします。

1 の歳入ですが、1 款 1 項 1 目負担金でございますが、静岡市及び蒲原町の負担金によるもので、その負担割合は、次の 5 - 4 ページに記載をされております。静岡市1,425万9,000円、蒲原町393万9,000円です。これは歳出予算の約60%の内容が、例えば合併協だよりの発行などの啓発用パンフレット作成など、人口にかかわる経費内容のため、人口割といたしまして、残る部分は均等割で算出をしたものでございます。

5 - 3 ページに戻っていただきまして、上段の歳入合計は預金利子を含め1,820万円でございます。

2 の歳出でございますが、主なものをご説明させていただきます。

1 款事業費は1,743万3,000円で、1 項 1 目の会議費456万4,000円ですが、これは委員さんの謝金や会議の看板製作、あるいは会場借上料等でございます。2 目の広報・広聴費1,215万9,000円ですが、これは合併協だより等、啓発用パンフレットの印刷製本費、あるいは住民説明会資料の新聞折り込み代や会場借上料等が主なものでございます。3 目の調査研究費71万円ですが、幹事会等資料の印刷製本費等が主なものでございます。

次に 2 款 1 項 1 目管理費76万7,000円ですが、これは旅費、消耗品費等の需用費やコピー使用料等でございます。歳出合計は1,820万円です。

以上、第 2 号議案、第 3 号議案を一括してご説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

議長（小嶋静岡市長） ただいまの第 2 号議案、第 3 号議案につきましてご意見等ございましたらご発言をお願いいたします。

須藤委員（蒲原町議会議長） 蒲原町の須藤でございます。

今の広報・広聴費の中の需用費として928万円でありますけど、合併協だよりというのは何回を考えているんでしょうか。

事務局 お答えいたします。合併協だよりは全戸配布のものを 2 回予定しております。

議長（小嶋静岡市長） それは、またその都度、必要があればとなっておりますから。だから

最低限ということ。

事務局 2回のうち1回は市町村建設計画の中間素案を中心にいたしまして、それで1回ですね。もう1回は、全体をまとめた、集約したものが1回ということでございます。

議長（小嶋静岡市長） 部数は。

事務局 部数は全戸配布ですので30万部ほどになると思います。

議長（小嶋静岡市長） よろしいですか。ほかにご質問等ございましたらご発言お願いいたします。

ご質問等もないようでありますので、お諮りいたします。

ただいまの第2号、第3号の議案につきまして、原案どおりご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（小嶋静岡市長） それでは、原案どおり決定をさせていただきます。

次に、合併協議会における協議項目について協議をいたします。事務局から説明いたします。

事務局 それでは、6 - 1ページをお願いいたします。協議項目についてご説明いたします。

協議項目は、合併先進事例を参考に、基本項目、法による特例項目、市町村建設計画の作成、一般項目の4つに大きく区分し、全部で31の協議項目について協議していく必要があると考えております。

次のページ以降に、それぞれの協議項目の概要を記載してありますので、ご覧をいただきたいと思います。簡単にご説明いたしますと、6 - 2ページの上段、大きな は、基本項目といたしまして、1、合併の方式として新設合併または編入合併にするのか。2、合併の期日をいつにするのか。3、合併後の市の名称をどうするのか。4、合併後の市の事務所、つまり市役所の位置をどこにするのか。5、両市町の所有する財産及び公の施設の取り扱いをどうするのかについてご協議をいただくものでございます。

以下、大きな は、合併特例法による特例項目として、6、7の議会の議員や農業委員会委員の定数及び任期、それから8の地方税の取り扱いなどについてご協議をいただきます。

大きな は、合併特例法第5条に基づく市町村建設計画の作成について、大きな は、すり合わせが必要な一般項目として、例えば12の一部事務組合等の取り扱い、13の使用料、手数料等の取り扱い、14の国保事業の取り扱いなどでございます。

そして、次の6 - 3ページの15、組織及び機構から、6 - 4ページの31番、一番最後ですが、各種事務事業の取り扱いまで、順にご協議をいただくものでございます。

なお、参考資料といたしまして、7ページに、新設合併と編入合併の比較、それから、その次の8ページに、静岡市・蒲原町主要指標比較をつけさせていただきました。

また、協議項目に関する資料につきましては、まだこれでは不十分ですので、今後準備ができ次第、事前に委員の皆さんにお配りをいたしますので、よろしくお願いをいたします。

6 - 1ページに戻っていただきまして、この協議項目案につきまして委員の皆様のご賛同をいただければ、次回の会議から早速基本項目等についての協議をお願いしたいと考えております。協議項目についての説明は以上でございます。よろしくお願いをいたします。

議長（小嶋静岡市長） ただいま事務局から協議項目について説明がありましたが、これに対しましてご意見等、ご質問があったらご発言をお願いいたします。

石川委員（蒲原町議会副議長） 蒲原町の石川でございます。ただいま事前に資料を提出してくれるというお話がありましたけど、そのときに、できましたら、旧清水市・静岡市の、まだすり合わせが済んでない、いろいろと一番こういうことに苦労したんだとかということも、少し参考に欲しいんですけど、そういうことは出ますか。

事務局 お答えいたします。準備をいたします。事前にお配りしたいと思っております。

石川委員（蒲原町議会副議長） よろしくお願いをいたします。

議長（小嶋静岡市長） 目下やっているものもありますし、やったものもありますし、いろいろありますので、それはすべて議会にもご報告しておりますので、ご要望に応えられると思います。

ほかにご意見、ご質問ございますか。

副会長（山崎蒲原町長） 蒲原町、山崎でございます。

31項目の項目の拾い上げで、このことを確認した上で論議を始めようではないかという、協議項目の具体的な取り上げをいただいたわけですけど、恐らく今後進めていく中で、これ以外の項目も協議していくということもあり得るのではないかなということも想定されると思いますので、例えばその他の項目とかというふうな形で上げていただいておいて、ともかく中途から出てきたら、きちっと協議するという了解だけはお願いしたいなど。この協議項目の内容だけにとらわれるということだけでなく、もうちょっと柔軟な考え方もしたらありがたいのではないかなと、こんなふうに思いますものですから、例えば一部事務組合の取り扱い自体についても、少し論議の幅が広がってくる可能性も、私はあると思っています。今の状況を考えますと。そんなふうに、少し柔軟な対応をお願いできたらなと思っています。

議長（小嶋静岡市長） これにつきましては、事務局よりも委員の皆さんのご意見を聞いた

ほうがいいのかなと思います。いかがですか。いいですね。

では、ただいまの山崎副会長さんのご意見のように、32番目に「その他」ということでしょうか。（「そうですね」と言う者あり）そんなことしていきたいと思います。では、皆さんのご了承をいただいたということで、そういう幅広い意見が交わせるようにということにしたいと思います。

ほかにございますか。

それでは、お諮りをいたします。ただいまの協議項目につきまして、32番目に、その他というふうに入りますが、このとおり決定してよろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（小嶋静岡市長） それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

ここで、本日は、まだ第1回目ということでもありますので、これからの会議の運営方法等につきまして、委員の皆さんからご意見、ご要望等がありましたら、この際ご発言をいただければと思いますのでお願いいたします。蒲原町長さんどうぞ。

副会長（山崎蒲原町長） 去る25日、由比で行われました住民投票において、由比町も合併協議会に住民が賛成ということで、由比町の合併協議会自体が成立したわけでございますので、可能であれば、これはもちろん由比町さんのお考えということも含まなくてはいけないと思いますが、非常に関連の深い両町でございますので、それから会議の能率というふうなことも考えまして、できれば第2回目から、由比町、蒲原町合同でお願いできればということで、皆様からご意見を伺えればと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（小嶋静岡市長） ただいまの山崎町長さんのご発言に対し、ご意見等ございましたらご発言願います。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（小嶋静岡市長） 大方皆さん同じご意見ですから、由比町さんとはまだお話をしていませんので、この合併協議会がそういうふうに要望があったということでお話をして、受けただけであれば、第2回目からは合同ということにしたいと思います。

ただ、この次、由比町さんとの最初のスタートの合併協議会は、これ単独でやらなくてはいけないので、お互い2回目以降ということになるかと思います。またその中で議論によっては、由比町との議論だけ、蒲原町だけ、両方共通したものと、いろいろありますので、その辺は、また合同で会議をするときに、またその辺をわきまえながら、やっていければと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、ただいまのご提案どおり、2回目から合同会議とすることにつきましてご異議ございませんね。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(小嶋静岡市長) はい、ありがとうございました。この件につきましては、この次の、由比との第1回協議において、私のほうから提案させていただきます。

ほかに何かご発言ございましたらお願いします。いいですか。

それでは最後にその他としまして、協議会の日程について事務局から説明がありますのでお聞きをいただきたいと思います。

事務局 それでは、次回の開催日程についてご説明いたします。

第2回合併協議会は、後日改めてご通知をいたしますが、5月28日金曜日、午後2時より、JR静岡駅北口のホテルアソシアで開催したいと考えております。お忙しい中、まことに恐縮ですが、ご出席のほどよろしく願います。

それから、会場の件につきましては、静岡市以外での、例えば蒲原町さん、あるいは由比町さんのほうでも会議を開催するというところで検討していきたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく願います。

議長(小嶋静岡市長) ということでございますが、ただいまの話につきましても何かご質問ありましたら聞かせてください。よろしいですか。

本日は、とりあえず第1回目でありますので、この辺で一応終了とさせていただきます。また次回以降、協議項目の協議に入りますので、それぞれよくご議論いただきたいと思ます。

本日はありがとうございました。